

## 滋賀県に建設工事請負契約競争入札参加資格を申請する方へ（県内業者用）

### 1 審査基準日

直前決算日（原則令和5年7月～令和6年6月までの決算日が対象）

※主観点項目の審査基準日については別の日になる場合もあります。

### 2 資格要件について

次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと、および破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと。
  - (ア) 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
  - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
  - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (4) 以下に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
  - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
  - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
  - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けている建設業者で、参加希望工事に対応する許可業種について、審査基準日の前日において許可を取得していること。

※業種追加や新規で県入札参加を希望する場合等で直前決算日から令和6年9月30日の間に建設業許可を取得した許可業種については、申請日（令和6年12月20日）までに経営事項審査結果が出ている業種に限り申請は可能とします。

- (6) 参加希望工事に対応する許可業種について、令和6年12月20日までに直前決算における経営事項審査を受審して「経営規模等評価の申請」と「総合評定値の請求」をしていること
- (7) 県内に主たる営業所(=本社または本店)を有すること。
- (8) 県税、消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。(消費税または地方消費税について、新型コロナウイルス感染症等の影響による徴収の猶予を受けている方は、「納税の猶予許可通知書」の写しまたは「納税証明書(その1)」を提出すること。)

### 3 資格の有効期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日の1年間  
(※県内工事業者の方は毎年申請が必要です。)

### 4 参加希望工事

- ・参加希望工事の区分は別表第I(P.10~P.13)のとおりです(全16種類)。  
 この参加希望工事の区分は建設業法の許可区分とは異なりますのでご注意ください。
- ・入札参加が認められるのは、1者につき3業種までです。
- ・参加希望工事ごとに、参加希望工事の対応許可業種に対応する資格を有している者を1人以上配置する必要があります。(詳細については、P.4参照)

### 5 中間年審査について

- 今年度は中間年審査です。以下の内容に留意してください。
- ・中間年審査を受審しないと令和7年度における入札参加資格を喪失します。(※県内工事業者の方は毎年申請が必要です。)
  - ・中間年審査においては、新規の入札参加に係る申請および参加希望工事の追加・変更の申請が可能です。
  - ・現在入札参加されている方については、技術職員等の資格要件を確認するとともに総合点数を更新します。なお、技術者要件および特定建設業許可の喪失による降格を除いて、格付は変動しません。

### 6 申請提出後の変更について

申請後において入札参加資格審査申請書に記載した次の事項に変更があった場合、修正申請を行ってください。

また令和6年度の滋賀県の有資格者名簿の次の記載事項に変更がある場合は、速やかに(変更から約1週間以内。)、システムから令和5年度申請(令和6年度名簿のための申請)について「変更申請」を行い、確認書類を提出してください。

- (1) 所在地・郵便番号
- (2) 商号・名称(フリガナ)
- (3) 代表者職名・代表者氏名(フリガナ)
- (4) 電話番号・FAX番号
- (5) 個人事業の代替わり
- (6) 法人成(個人で入札参加されている方が法人を設立された場合)
- (7) 入札参加(一部)廃止

上記の項目以外の変更が必要な方(吸収合併や営業所の廃止・追加など)については滋賀県監理課審査契約係へご相談いただきますようお願いいたします。

## 7 申請後の申請内容の修正期限について

申請後、申請内容に誤り等があった場合は、令和7年1月31日(金)までに修正申請を申し出てください。これ以降の修正の申し出には一切応じられません。

## 8 その他

- (1) 書類の不備により受付できないことがあります。
- (2) 申請内容または添付書類について、虚偽の記載等が認められた場合や記載内容の確認・証明等に協力が得られない場合は、入札参加資格の抹消等の措置をとることがあります。
- (3) 受付担当職員が、申請者個別の希望に沿うように申請内容について指導することはありません。申請者の責任により作成し、提出してください。

### (4) 有資格者名簿の公表

申請に基づき作成した「入札参加有資格者名簿」は令和7年4月1日より下記のとおり公表します。

#### ・公表内容

建設業許可番号、商号、名称、代表者職・氏名、所在地、評価点数、格付 等

#### ・閲覧場所

滋賀県庁 県民情報室

各合同庁舎 行政情報コーナー

滋賀県ホームページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/kouzi/21991.html>

## 9 問合せ先

滋賀県土木交通部監理課審査契約係

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL 077-528-4116

# 技術職員基準

## 1 参加希望工事に対応する技術者の配置

- (1) 全ての参加希望工事ごとに、参加希望工事の対応許可業種に対応する資格を有している者を1人以上配置してください。許可業種に対応する資格については建設業の許可における技術者の資格に基づくものであり、審査基準日現在取得している資格のみを対象とします。なお、1つの参加希望工事に対応許可業種を複数申請する場合は、それらの内いづれかに対応する資格を有する技術者を配置すればよいものとします。

※ただし、下記に示す「3 職員の要件」を満たす者が1人もおらず、参加希望工事が1種類も申請できない場合においては、3 職員の要件(1)の「審査基準日以前6か月超の日」を申請日と読み替えると要件を満たす職員がいる場合に限り、1種類に限り技術職員がいなくても入札参加を認めることとします。

- (2) 技術職員1人につき参加希望工事は1種類までとし、2種類以上を重複して配置することはできません。
- (3) 本県へのコンサルタント等業務にかかる入札参加申請における技術職員と重複させることはできません。
- (4) 参加希望工事が「舗装工事」の場合は、次ページ「格付対象参加希望工事の格付要件」に記載のとおり、各格付に対応する換算ポイントの要件を満たす、「舗装施工管理技術者」の資格を有する技術者の配置が必要です。
- (5) 参加希望工事が「交通安全施設工事」の塗装の場合は、「路面標示施工技能士」の資格を有する技術者の配置が必要です。

## 2 参加希望工事に係る技術職員区分

技術職員区分は次のとおりです。(経営事項審査における「技術職員数(1級、2級、その他)」とは異なります。)

- ・「1」… 審査基準日現在、有効な監理技術者資格者証を保有(実務経験による取得も含む)し、監理技術者講習を修了している者
- ・「2」… 上記「1」に該当しない者のうち、資格コード表(滋賀県市町入札参加資格審査申請マニュアルP.101~P.106)のⅠまたはⅡに○のついている資格を保有している者
- ・「3」… 上記「1」に該当しない者のうち、資格コード表のⅢに○のついている資格を保有している者

### 3 職員の要件

以下(1)から(7)の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 審査基準日以前6か月超の日に採用され、審査基準日現在雇用されていること。
- (2) 県内の営業所等に勤務していること。
- (3) 申請者において所得税の源泉徴収をしていること。
- (4) 社会保険(健康保険および厚生年金保険)の被保険者であること。  
ただし、健康保険および厚生年金保険の適用が除外される場合(個人事業所で従業員が4人以下等)は除きます。
- (5) 雇用保険の被保険者であること。  
ただし、雇用保険の適用が除外される場合(従業員が1人もいない等)は除きます。
- (6) 給料額が滋賀県の最低賃金の基準を満たしていること。
- (7) 出向者については、転籍出向者(出向先である申請者側で給料を支払い、社会保険等に加入している者)であること。

※令和6年度以降の申請は技術職員に係る経過措置の適用はありません。上記要件を満たす技術職員しか配置できませんのでご注意ください。

# 格付対象参加希望工事の格付要件

## 1 格付対象参加希望工事

土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、電気設備工事、給排水冷暖房工事、造園工事

## 2 格付要件

### (1) 特定要件

下記の格付では、対応するいずれかの許可業種について特定建設業の許可が必要です。

土木一式工事の一号・二号 建築一式工事の一号・二号

舗装工事、電気設備工事、給排水冷暖房工事、造園工事の一号

・特定建設業を有していない場合は、令和6年9月30日までに許可申請書を提出し、令和6年12月1日以前に特定建設業許可を取得することが条件になります。

### (2) 技術者要件

それぞれの参加希望工事について、下表に示す数以上の技術者を配置する必要があります。

※次表「1」「2」「3」は、P.4技術職員基準「2 参加希望工事に係る技術職員区分」に対応しています。

#### 土木一式工事

|    | 「1」 | 「2」 | 「3」 | 特定要件 |
|----|-----|-----|-----|------|
| 一号 | 4   | 6   | —   | 必要   |
| 二号 | 2   | 3   | —   | 必要   |
| 三号 | —   | 2   | —   | —    |
| 四号 | —   | 1   | —   | —    |
| 五号 | —   | —   | 1   | —    |

#### 建築一式工事

|    | 「1」 | 「2」 | 「3」 | 特定要件 |
|----|-----|-----|-----|------|
| 一号 | 4   | 8   | —   | 必要   |
| 二号 | 2   | 2   | —   | 必要   |
| 三号 | —   | 2   | —   | —    |
| 四号 | —   | 1   | —   | —    |
| 五号 | —   | —   | 1   | —    |

### 舗装工事

|    | 「1」 | 「2」 | 「3」 | 特定要件 | 舗装施工管理技術者要件 |        |
|----|-----|-----|-----|------|-------------|--------|
|    |     |     |     |      | 1級資格者数      | 換算ポイント |
| 一号 | 2   | 4   | —   | 必要   | 2           | 3.0    |
| 二号 | —   | 2   | —   | —    | 1           | 1.5    |
| 三号 | —   | —   | 1   | —    | —           | 0.5    |



### 電気設備工事

|    | 「1」 | 「2」 | 「3」 | 特定要件 |
|----|-----|-----|-----|------|
| 一号 | 2   | 2   | —   | 必要   |
| 二号 | —   | 2   | —   | —    |
| 三号 | —   | —   | 1   | —    |

換算ポイントとは

- ・舗装施工管理技術者1級：1ポイント/人
  - ・舗装施工管理技術者2級：0.5ポイント/人
- 例) 1級1人、2級3人の場合の換算ポイント  
 $1 \text{ポイント} \times 1 \text{人} + 0.5 \text{ポイント} \times 3 \text{人} = 2.5 \text{ポイント}$

### 給排水冷暖房工事

|    | 「1」 | 「2」 | 「3」 | 特定要件 |
|----|-----|-----|-----|------|
| 一号 | 2   | 2   | —   | 必要   |
| 二号 | —   | 2   | —   | —    |
| 三号 | —   | —   | 1   | —    |

### 造園工事

|    | 「1」 | 「2」 | 「3」 | 特定要件 |
|----|-----|-----|-----|------|
| 一号 | 2   | 2   | —   | 必要   |
| 二号 | —   | 2   | —   | —    |
| 三号 | —   | —   | 1   | —    |

## 3 その他

- ・ 上記の技術職員基準および特定要件を満たさない場合は中間年審査においても降格となります。(ただし、中間年審査において新たに条件を満たしても昇格はしません。)
- ・ 技術職員基準および特定要件を満たさないことで降格となる場合であっても、原則確認の連絡等をすることはありません。技術職員調(別記様式5)は十分確認のうえ提出してください。格付の詳細については「滋賀県建設工事等競争入札参加者の格付および選定基準」をご覧ください。

( 参 考 )

令和6年度建設工事入札参加者業種別(格付別)業者数および格付基準点数

令和6年4月1日現在

【格付6業種】

土木一式工事

| 格付 | 業者数  | 基準点   |
|----|------|-------|
| 一号 | 52   | 1,005 |
| 二号 | 134  | 860   |
| 三号 | 247  | 790   |
| 四号 | 265  | 665   |
| 五号 | 354  | -     |
| 合計 | 1052 |       |

建築一式工事

| 格付 | 業者数 | 基準点 |
|----|-----|-----|
| 一号 | 25  | 920 |
| 二号 | 37  | 840 |
| 三号 | 43  | 765 |
| 四号 | 69  | 635 |
| 五号 | 79  | -   |
| 合計 | 253 |     |

舗装工事

| 格付 | 業者数 | 基準点   |
|----|-----|-------|
| 一号 | 36  | 1,010 |
| 二号 | 45  | 905   |
| 三号 | 182 | -     |
| 合計 | 263 |       |

電気設備工事

| 格付 | 業者数 | 基準点 |
|----|-----|-----|
| 一号 | 37  | 830 |
| 二号 | 30  | 785 |
| 三号 | 120 | -   |
| 合計 | 187 |     |

給排水冷暖房工事

| 格付 | 業者数 | 基準点 |
|----|-----|-----|
| 一号 | 38  | 880 |
| 二号 | 38  | 770 |
| 三号 | 185 | -   |
| 合計 | 261 |     |

造園工事

| 格付 | 業者数 | 基準点 |
|----|-----|-----|
| 一号 | 11  | 815 |
| 二号 | 30  | 685 |
| 三号 | 61  | -   |
| 合計 | 102 |     |

|        |      |
|--------|------|
| 格付6業種計 | 2118 |
|--------|------|

※土木一式工事および建築一式工事は5ランク、その他の格付業種は3ランクの格付です。

【格付6業種以外の業種】

| 工事種別 | 業者数 | 工事種別   | 業者数 |
|------|-----|--------|-----|
| 消防施設 | 39  | 橋梁上部   | 140 |
| 機械設備 | 46  | 法面処理   | 78  |
| 塗装   | 52  | 建築附帯   | 271 |
| さく井  | 17  | 交通安全施設 | 172 |
| 鉄骨   | 6   | 清掃施設   | 0   |
|      |     | 小 計    | 821 |

|       |       |
|-------|-------|
| 全業種合計 | 2,939 |
|-------|-------|

※基準点につきましては見直しをする可能性がございます。また、上表の基準点を満たしていたとしても令和6年度は中間年審査のため令和7年度名簿において格付の昇格は行いません。



## 申請上の留意事項

### 1 経営事項審査における業種間振替(業種間積み上げ)の取扱いについて

#### (1) 業種間振替(業種間積み上げ)とは

審査対象建設業の年間平均完成工事高に、他の建設業許可を有する建設業の年間平均完成工事高を含めることができる場合があります。これを「業種間振替」もしくは「業種間積み上げ」と呼んでいます。

#### (2) 滋賀県建設工事入札参加資格審査における取扱い

経営事項審査において業種間振替を適用している場合、振替元の許可業種は経営事項審査を受審したとみなしませんので、当該許可業種については対応許可業種として申請できません。

また、参加希望工事における実績は、許可業種における実績のうち参加希望工事に対応する施工実績を計上するため、振替元の工事実績は参加希望工事の実績に計上できません。その他工事としての計上となります。

(例) とび・土工・コンクリート工事の実績を土木一式工事に振替した場合。

業種間振替を適用した経営事項審査での実績計上

|                   |   |                                       |
|-------------------|---|---------------------------------------|
| 土木 19,500 千円(振替先) | ← | 土木 15,000 千円(振替先)<br>とび 4,500 千円(振替元) |
|-------------------|---|---------------------------------------|



入札参加資格審査での実績計上

| 入札参加希望工事 | 対応許可業種                     | 実績高   |
|----------|----------------------------|---|
| 土木一式     | 土木<br><del>とび</del> (申請不可) | 15,000 千円<br>(内訳) 土木 15,000 千円<br><del>とび 4,500 千円</del> (その他工事に計上) |

### 2 建設業法改正に伴う、解体工事の滋賀県建設工事の入札における取扱い

#### (1) 滋賀県建設工事入札参加資格審査における取扱い

##### ① 解体工事業の参加希望工事の対応関係

別表第1(P.12)に掲載のとおり、解体工事業は参加希望工事における建築附帯工事の対応許可業種とします。また、建築附帯工事におけるとび・土工工事業では、足場工事等を工事内容として取扱います。

② 施工実績の取扱い

平成28年5月31日以前にとび・土工事業の許可を取得していた場合、解体工事業の許可を取得するまでに施工した解体工事の実績は、解体工事業の許可取得後は解体工事業での実績とみなすことができるものとします。

## 別表第I

## 参加希望工事と建設業の許可建設工事との種類別と対応関係

| 参加希望工事                       | 建設工事の種類                       | 建設工事の例示   |
|------------------------------|-------------------------------|---|
| 土木一式工事<br>(略号=土)<br>(コード=51) | 土木一式工事<br>(土)(01)             | 土木一式工事、下水道管渠工事、農村下水道管渠工事  |
|                              | とび・土工・<br>コンクリート工事<br>(と)(05) | コンクリートブロック据付け工事、くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事、土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事(橋梁に係るものを除く)、地滑り防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、屋外広告物設置工事(交通安全施設に係るものを除く)、捨石工事、外溝工事、はつり工事、切断穿孔工事、潜水工事、トンネル防水工事、土木系モルタル防水工事 |
|                              | 石工事<br>(石)(06)                | 石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事  |
|                              | タイル・れんが・<br>ブロック工事<br>(タ)(10) | コンクリートブロック積み(張り)工事、れんが積み(張り)工事  |
|                              | 鋼構造物工事<br>(鋼)(11)             | 閘門・水門等の門扉設置工事   |
|                              | しゅんせつ工事<br>(しゅ)(14)           | しゅんせつ工事   |
|                              | 水道施設工事<br>(水)(26)             | 取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理施設工事   |
| 建築一式工事<br>(建)(52)            | 建築一式工事<br>(建)(02)             | 建築一式工事  |
|                              | 大工工事<br>(大)(03)               | 大工工事、型枠工事、造作工事  |
| 舗装工事<br>(ほ)(53)              | 舗装工事<br>(ほ)(13)               | アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事   |
| 電気設備工事<br>(電)(54)            | 電気工事<br>(電)(08)               | 発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備工事(非常用電気設備を含む)、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事   |
|                              | 電気通信工事<br>(通)(22)             | 電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事  |

|                   |                   |  |
|-------------------|-------------------|--|
| 消防施設工事<br>(消)(55) | 消防施設工事<br>(消)(27) | 屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事 |
|-------------------|-------------------|--|

| 参加希望工事              | 建設工事の種類                   | 建設工事の例示  |
|---------------------|---------------------------|--|
| 給排水冷暖房工事<br>(給)(56) | 管 工 事<br>(管)(09)          | 冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事、消雪設備工事、農村下水道の浄化槽工事(下水道法による流域処理施設に排水するものを除く) |
|                     | 熱 絶 縁 工 事<br>(絶)(21)      | 冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事   |
| 機械設備工事<br>(機)(57)   | 機械器具設置工事<br>(機)(20)       | プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設置工事                               |
| 塗 装 工 事<br>(塗)(58)  | 塗 装 工 事<br>(塗)(17)        | 塗装工事(交通安全施設に係るものを除く)、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事   |
| 造 園 工 事<br>(園)(59)  | 造 園 工 事<br>(園)(23)        | 植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事  |
|                     | 石 工 事<br>(石)(06)          | 石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事(造園工事に伴うもの)  |
|                     | タイル・れんが・ブロック工事<br>(タ)(10) | コンクリートブロック積み(張り)工事、れんが積み(張り)工事(造園工事に伴うもの)  |
| さく井工事<br>(井)(60)    | さく井工事<br>(井)(24)          | さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事   |
| 鉄 骨 工 事<br>(鉄)(61)  | 鋼 構 造 物 工 事<br>(鋼)(11)    | 鉄骨工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事   |
|                     | 鉄 筋 工 事<br>(筋)(12)        | 鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事   |

|                    |                                     |   |
|--------------------|-------------------------------------|---|
| 橋梁上部工事<br>(橋) (62) | 土 木 一 式 工 事<br>(土) (01)             | 橋梁上部工事(陸橋・歩道橋を含む)、プレストレストコンクリート工事(橋梁に係るもの)  |
|                    | 鋼 構 造 物 工 事<br>(鋼) (11)             | 橋梁上部工事(陸橋・歩道橋を含む)   |
| 法面処理工事<br>(法) (63) | 防 水 工 事<br>(防) (18)                 | アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事                                     |
|                    | と び ・ 土 工 ・<br>コンクリート工事<br>(と) (05) | 現場吹付法砕工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、落石防止網工事、モルタル吹付け工事、種子吹付け工事、厚層基材吹付け工事、客土吹付け工事、植生ネット工事、法面保護工事 |

| 参加希望工事              | 建設工事の種類   | 建設工事の例示   |
|---------------------|---|---|
| 建築附帯工事<br>(附) (64)  | 左 官 工 事<br>(左) (04)   | 左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事            |
|                     | と び ・ 土 工 ・<br>コンクリート工事<br>(と) (05)                                       | とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事              |
|                     | 解 体 工 事<br>(解) (29)   | 工作物解体工事   |
|                     | 屋 根 工 事<br>(屋) (07)   | 屋根ふき工事、文化財屋根ふき工事                                    |
|                     | タイル・れんが・<br>ブロック工事<br>(タ) (10)  | タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事                      |
|                     | 板 金 工 事<br>(板) (15)   | 板金加工取付け工事、建築板金工事                                    |
|                     | ガ ラ ス 工 事<br>(ガ) (16)   | ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事                                |
|                     | 防 水 工 事<br>(防) (18)   | 防水工事(建築物に伴うもの)                                      |
|                     | 内 装 仕 上 工 事<br>(内) (19)   | インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、家具工事、防音工事 |
| 建 具 工 事<br>(具) (25) | 金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事 |   |

|                     |                               |  |
|---------------------|-------------------------------|--|
|                     | 建築一式工事<br>(建)(02)             | 文化財建造物修理工事   |
|                     | 大工工事<br>(大)(03)               | 文化財建造物修理大工工事   |
| 交通安全施設工事<br>(交)(65) | とび・土工・<br>コンクリート工事<br>(と)(05) | 道路付属物設置工事(カーブミラー、ガードレール、<br>道路標識設置工事)、看板設置工事(交通安全施設に係るもの)                      |
|                     | 塗装工事<br>(塗)(17)               | 塗装工事、路面標示工事(交通安全施設に係るもの)   |
|                     | 電気工事<br>(電)(08)               | 道路照明設備工事、交通信号設備工事(交通安全施設<br>に係るもの)   |
|                     | 電気通信工事<br>(通)(22)             | 電気通信線路設備工事、電気通信機械設備工事、放送<br>機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、<br>情報制御設備工事(交通安全施設に係るもの) |
|                     | 機械器具設置工事<br>(機)(20)           | 交通安全施設に係るもの  |
| 清掃施設工事<br>(清)(66)   | 清掃施設工事<br>(清)(28)             | ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事  |

## 総合点数の算出方法

参加希望工事ごとに、経営事項審査を基にした「客観的事項」による客観点数と、滋賀県独自に設定した「主観的事項」による主観点数を合計した総合点数を算出します。

総合点数の算出方法

**総合点数=客観点数+主観点数**

### (1) 客観点数

経営事項審査の結果をもとに参加希望工事ごとに算出します。(したがって客観点数については、

**客観点数=0.25X<sub>1</sub>+0.15X<sub>2</sub>+0.20Y+0.25Z+0.15W**

X<sub>1</sub> = 参加希望工事ごとの年間平均完成工事高の評点(※1)

X<sub>2</sub> = 自己資本額および利益額の評点(=経営事項審査のX<sub>2</sub>評点)

Y = 経営状況分析の評点(=経営事項審査のY評点)

Z = 技術職員数および元請完成工事高の評点(=経営事項審査のZ評点 ※2)

W = その他の審査項目(社会性等)の評点(=経営事項審査のW評点)

※1 参加希望工事ごとの基準決算期と基準決算前期以前の平均完成工事高(下記①または②の式により算出)を次ページのX<sub>1</sub>評点テーブルに当てはめて算出します。

#### ①経営事項審査の工事種類別完成工事高で「2年平均」を選択している場合

「基準決算期完成工事高」+「基準決算前期以前完成工事高」

A= \_\_\_\_\_

2

②経営事項審査の工事種類別完成工事高で「3年平均」を選択している場合

$$A = \frac{\text{「基準決算期完成工事高」} + (\text{「基準決算前期以前完成工事高」} \times 2)}{3}$$

3

※2 参加希望工事種別に対応する建設業許可業種の経営事項審査の技術力(Z)の評点の中で、最も高い評点で算出します。



## XI 評点テーブル

| 入札参加資格申請にかかる<br>建設工事の種類別年間平均完成工事高 | X 1 評点の計算式<br>(A = 年間平均完成工事高：単位千円)     |
|-----------------------------------|--|
| 1,000億円以上                         | 2,309                                  |
| 800億円以上 1,000億円未満                 | $114 \times A \div 20,000,000 + 1,739$ |
| 600億円以上 800億円未満                   | $101 \times A \div 20,000,000 + 1,791$ |
| 500億円以上 600億円未満                   | $88 \times A \div 10,000,000 + 1,566$  |
| 400億円以上 500億円未満                   | $89 \times A \div 10,000,000 + 1,561$  |
| 300億円以上 400億円未満                   | $89 \times A \div 10,000,000 + 1,561$  |
| 250億円以上 300億円未満                   | $75 \times A \div 5,000,000 + 1,378$   |
| 200億円以上 250億円未満                   | $76 \times A \div 5,000,000 + 1,373$   |
| 150億円以上 200億円未満                   | $76 \times A \div 5,000,000 + 1,373$   |
| 120億円以上 150億円未満                   | $64 \times A \div 3,000,000 + 1,281$   |
| 100億円以上 120億円未満                   | $62 \times A \div 2,000,000 + 1,165$   |
| 80億円以上 100億円未満                    | $64 \times A \div 2,000,000 + 1,155$   |
| 60億円以上 80億円未満                     | $50 \times A \div 2,000,000 + 1,211$   |
| 50億円以上 60億円未満                     | $51 \times A \div 1,000,000 + 1,055$   |
| 40億円以上 50億円未満                     | $51 \times A \div 1,000,000 + 1,055$   |
| 30億円以上 40億円未満                     | $50 \times A \div 1,000,000 + 1,059$   |
| 25億円以上 30億円未満                     | $51 \times A \div 500,000 + 903$       |
| 20億円以上 25億円未満                     | $39 \times A \div 500,000 + 963$       |
| 15億円以上 20億円未満                     | $36 \times A \div 500,000 + 975$       |
| 12億円以上 15億円未満                     | $38 \times A \div 300,000 + 893$       |
| 10億円以上 12億円未満                     | $39 \times A \div 200,000 + 811$       |
| 8億円以上 10億円未満                      | $38 \times A \div 200,000 + 816$       |
| 6億円以上 8億円未満                       | $25 \times A \div 200,000 + 868$       |
| 5億円以上 6億円未満                       | $25 \times A \div 100,000 + 793$       |
| 4億円以上 5億円未満                       | $34 \times A \div 100,000 + 748$       |
| 3億円以上 4億円未満                       | $42 \times A \div 100,000 + 716$       |
| 2億5,000万円以上 3億円未満                 | $24 \times A \div 50,000 + 698$        |
| 2億円以上 2億5,000万円未満                 | $28 \times A \div 50,000 + 678$        |
| 1億5,000万円以上 2億円未満                 | $34 \times A \div 50,000 + 654$        |
| 1億2,000万円以上 1億5,000万円未満           | $26 \times A \div 30,000 + 626$        |
| 1億円以上 1億2,000万円未満                 | $19 \times A \div 20,000 + 616$        |
| 8,000万円以上 1億円未満                   | $22 \times A \div 20,000 + 601$        |
| 6,000万円以上 8,000万円未満               | $28 \times A \div 20,000 + 577$        |
| 5,000万円以上 6,000万円未満               | $16 \times A \div 10,000 + 565$        |
| 4,000万円以上 5,000万円未満               | $19 \times A \div 10,000 + 550$        |
| 3,000万円以上 4,000万円未満               | $24 \times A \div 10,000 + 530$        |
| 2,500万円以上 3,000万円未満               | $13 \times A \div 5,000 + 524$         |
| 2,000万円以上 2,500万円未満               | $16 \times A \div 5,000 + 509$         |
| 1,500万円以上 2,000万円未満               | $20 \times A \div 5,000 + 493$         |
| 1,200万円以上 1,500万円未満               | $14 \times A \div 3,000 + 483$         |
| 1,000万円以上 1,200万円未満               | $11 \times A \div 2,000 + 473$         |
| 1,000万円未満                         | $131 \times A \div 10,000 + 397$       |

注1：Aに代入する年間平均完成工事高は千円単位であり、千円未満は切り捨てる。

注2：評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

## (2) 主観点数

下表の各主観項目について、右欄に示した点数を主観点数として加減点します。

| 主観的評価項目  | 主観点数  |
|--|---|
| <b>【1】工事成績</b><br>(1) 参加希望工事別の4年間の平均工事成績<br>(令和3年1月1日～令和6年12月31日に完了検査を終了した県発注工事)<br><br>(2) 表彰<br>(令和5年1月1日～令和6年12月31日の2年間の受賞歴)<br><br>(3) VE提案<br>(県発注工事で令和4年4月1日から令和6年3月31日の間にVE提案し、令和6年12月31日までにVE提案採否通知書を交付されたもの)  | 次の計算式により算出した点数<br>[(工事成績評定点の平均(切上げ)-65)×5]<br><b>-325～+175</b><br><br>滋賀県優良工事表彰のうち<br>知事賞 <b>+15</b><br>優秀賞 <b>+10</b><br>奨励賞 <b>+5</b><br><br>1提案につき <b>+5</b> (上限30点)   |
| <b>【2】経営管理(建設業許可のある全事業所で取得)</b><br>(1) ISO9001の取得<br>(申請日以前に取得したもの)<br><br>(2) ISO14001またはエコアクション21等の取得<br>(申請日以前に取得したもの)<br>(ISO14001、エコアクション21、KESおよびエコステージの登録、認証と重複しての加点はありせん)  | <b>+8</b><br><br>ISO14001の取得 <b>+8</b><br>エコアクション21の認証 <b>+6</b><br>KESまたはエコステージの登録、認証 <b>+10</b>   |
| <b>【3】社会性</b><br>(1) 社会貢献活動<br>「美知メセナ制度」または「淡海エコフオスター制度」の登録(申請日以前に登録し、申請日において活動を継続していること)<br>(2) 高齢者雇用確保措置<br>65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入または定年の定めの廃止の高齢者雇用確保措置<br>(申請日以前に措置したもの)<br><br><b>【3】障害者応援関連(※)</b><br>(資格審査申請日直前の6月1日現在の障害者雇用)<br>ア (ア)法定雇用義務のある事業者<br><br>(イ)法定雇用義務のない事業者<br><br>イ 障害者就労施設への優先発注に向けた取組<br><br><b>【4】次世代育成支援対策(※)</b><br>滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録等<br>(申請日以前に登録または認定を受けたもの)<br><br>(5) 防災協定の締結<br><br><b>【6】消防団協力活動状況(※)</b><br><br><b>【7】地域貢献活動への参加(※)</b><br>(令和5年4月1日～令和6年3月31日に参加した活動)<br><br>(8) 除雪作業等の受託実績<br>(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に県・市町または滋賀県道路公社との間で契約を締結している場合) | 「美知メセナ制度」または「淡海エコフオスター制度」の登録 <b>+10</b><br><br>労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出 <b>+10</b><br><br>ア (ア)法定雇用障害者数を超える雇用 0.5人または1.0人 <b>+20点</b><br>1.5人または2.0人 <b>+25点</b><br>2.5人以上 <b>+30点</b><br>(イ)雇用している障害者数 0.5人または1.0人 <b>+20点</b><br>1.5人または2.0人 <b>+25点</b><br>2.5人以上 <b>+30点</b><br><br>イ しが障害者施設応援企業認定制度による認定企業 <b>+3</b><br>(アおよびイと合わせて上限30点)<br><br>「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録 <b>+10</b><br>「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録 +次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主の認定 <b>+16</b><br><br>協定締結 <b>+10</b><br><br>消防団員として活動している従業員等<br>1名につき <b>+5</b> (上限10点)<br><br>参加1回につき <b>+2</b> (上限10点)<br><br><b>+10</b> |

| 主観的評価項目  | 主観点数   |     |      |     |      |      |     |      |      |     |      |      |     |      |       |     |       |  |     |
|--|--|-----|------|-----|------|------|-----|------|------|-----|------|------|-----|------|-------|-----|-------|--|-----|
| <p>(9) コンプライアンスの普及・徹底<br/>           ア 不当要求防止責任者選任および社内規範等の制定<br/>           イ 前年度の入札参加資格申請において ア の評価を受けている者が下記の【4】の(1)または(2)に該当した場合</p> <p>(10) 保護観察対象者等の就労支援(※)</p> <p>(11) 女性技術者の雇用促進</p> <p>(12) 女性活躍推進に向けた取組(※)</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">※社会性に係る主観的評価項目の上限設定</p> | <p>ア +5<br/>           イ -10</p> <p>ア 協力雇用主登録 +5<br/>           イ 直接雇用 +10<br/>           ウ 間接雇用 下請け企業ごとに +5<br/>           (ア、イおよびウ合わせて上限20点)</p> <p>雇用している女性技術者 1名につき +2 (上限10点)</p> <p>滋賀県女性活躍推進企業認証制度による認証企業 +2,+6,+10</p> <p>(3) 障害者応援関連<br/>           (4) 次世代育成支援対策<br/>           (6) 消防団協力活動状況<br/>           (7) 地域貢献活動への参加<br/>           (10) 保護観察対象者等の就労支援<br/>           (12) 女性活躍推進に向けた取組</p> <p style="text-align: right;">} 合わせて上限70点</p> |     |      |     |      |      |     |      |      |     |      |      |     |      |       |     |       |  |     |
| <p>【4】信用状況<br/>           (1) 入札参加停止状況<br/>           (令和5年1月1日～令和6年12月31日の2年間の停止歴)</p> <p>(2) 不正または不誠実な行為</p>   | <table border="0"> <tr> <td></td> <td>1月未満</td> <td>- 5</td> </tr> <tr> <td>1月以上</td> <td>2月未満</td> <td>-10</td> </tr> <tr> <td>2月以上</td> <td>3月未満</td> <td>-20</td> </tr> <tr> <td>3月以上</td> <td>6月未満</td> <td>-30</td> </tr> <tr> <td>6月以上</td> <td>12月未満</td> <td>-50</td> </tr> <tr> <td>12月以上</td> <td></td> <td>-70</td> </tr> </table> <p>完成工事高の嵩上げや経審点数の水増しのための帳簿操作、故意による審査妨害等の行為について、悪質の度合いに応じ客観点数の2%の範囲で減点します。</p>                               |     | 1月未満 | - 5 | 1月以上 | 2月未満 | -10 | 2月以上 | 3月未満 | -20 | 3月以上 | 6月未満 | -30 | 6月以上 | 12月未満 | -50 | 12月以上 |  | -70 |
|  | 1月未満   | - 5 |      |     |      |      |     |      |      |     |      |      |     |      |       |     |       |  |     |
| 1月以上   | 2月未満   | -10 |      |     |      |      |     |      |      |     |      |      |     |      |       |     |       |  |     |
| 2月以上   | 3月未満   | -20 |      |     |      |      |     |      |      |     |      |      |     |      |       |     |       |  |     |
| 3月以上   | 6月未満   | -30 |      |     |      |      |     |      |      |     |      |      |     |      |       |     |       |  |     |
| 6月以上   | 12月未満  | -50 |      |     |      |      |     |      |      |     |      |      |     |      |       |     |       |  |     |
| 12月以上  |  | -70 |      |     |      |      |     |      |      |     |      |      |     |      |       |     |       |  |     |

注1 【1】については参加希望工事ごとに、【2】～【4】については、その企業全体の評価として算定します。

注2 【1】については、JVによる工事を評価対象から除きます。